

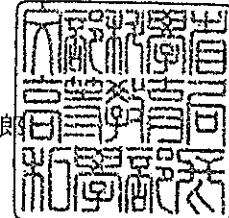


元文科高第100号
令和元年6月3日

各 都 道 府 県 知 事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長 殿

文部科学省高等教育局私学部長

白間 竜一



(印影印刷)

私立学校に係る教育基本法第14条第2項その他の法令の規定の遵守について（通知）

参議院議員の通常選挙が近く行われることになっています。

平成27年7月28日付け27文科初第606号「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について（依頼）」等でもお示ししているように、学校は、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第2項により、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動が禁止されています。また、教員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第137条において、その地位を利用した選挙運動を行うことが禁止されています。

また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）により、選挙権を有する者の年齢が年齢満18歳以上となっており、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも選挙権を有する生徒が在籍していることを踏まえ、平成27年10月29日付け27文科初第933号「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」において、高等学校等の生徒が公職選挙法等の法令に違反することができないよう指導し、選挙運動その他の政治的活動について適切に対応すること等についてお示ししているところです。

別添も御参照の上、各学校における関係法令の遵守に、改めて配慮をお願いします。

また、このことについて、所轄の私立学校に対し、御周知くださるようお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局
私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線2532）

E-mail：sigakugy@mext.go.jp

(別添)

(参考条文)

○教育基本法（平成十八年法律第百二十号）

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）

（特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止）

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

（罰則）

第四条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）

第二百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）

第二百三十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第百二十九条、第二百三十七条、第二百三十七条の二又は第二百三十七条の三の規定に違反して選挙運動をした者

二～四 （略）

2 （略）